

航空機事故被害見舞金

航空機の墜落事故または航空機からの落下物事故により被害を受けた方に見舞金を支給する制度です。

○人身被害見舞金

等級	区分	見舞金額
1等級	死亡	2,000,000円
2等級	3週間以上の入院	600,000円
3等級	3週間未満の入院	200,000円
4等級	入院を必要としない。	100,000円

○建物被害見舞金

区分	見舞金額
住宅が全壊又は全焼	400,000円
住宅が半壊又は半焼	200,000円
住宅が一部損壊又は住宅以外の被害	60,000円